平成２１年（フ）第８４５４号
神奈川県大和市下鶴間2956―25
破産者　大野　秀明
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５５５号
東京都昭島市緑町２丁目27―12―102
破産者　城元　貴義
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８５６８号
京都府京都市右京区太秦海正寺町28
破産者　浅田　耕二
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６４８号
東京都北区赤羽西５丁目７―10―101
破産者　赤羽　房子
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６６４号
千葉県市川市欠真間２丁目19―１
破産者　臼井　潤也
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８６６９号
埼玉県越谷市千間台西４丁目17―６―207
破産者　田村　佳子
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７１１号
東京都中野区新井２―29―14―202、住民票上の住所東京都中野区南台５丁目２―２
破産者　結城　洋子（旧姓岡野）
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８７８７号
東京都町田市南つくし野４丁目16―４―Ｂ
破産者　富樫　和恵
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８８９８号
東京都練馬区豊玉中２丁目18―８
破産者　永山　康江
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９５５号
東京都練馬区三原台３丁目30―１、開始決定時の住所東京都東村山市廻田町３丁目11―１―201
破産者　小糸　雄司
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９５７号
東京都中野区東中野４丁目25―５―506
破産者　増田　憲征
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９６３号
千葉県船橋市丸山１丁目22―４―202
破産者　藤川　貫太
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９６４号
埼玉県さいたま市西区プラザ50―５
破産者　毛谷村　正
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第８９６８号
埼玉県越谷市赤山町５丁目７―47―１―305
破産者　西村菜都夕
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第９０１８号
千葉県市川市宮久保６丁目２―７　前川テラス１号
破産者　大田　　靖
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第３１号
山梨県甲府市大里町4188、登記簿上の所在地山梨県甲府市丸の内３丁目21番３号
破産者　有限会社山梨美術社
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第３４７８号
札幌市中央区大通西16丁目３番12　錦興産大通ビル501号室、商業登記簿上の本店所在地札幌市豊平区平岸４条９丁目４番４号
破産者　株式会社マインルース
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第４１５０号
釧路市幸町５丁目６番８号
破産者　青木商事株式会社
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２０年（フ）第１７９２９号
東京都杉並区高円寺北１―15―29、住民票上の住所東京都新宿区西新宿５丁目３―16―504
破産者　影澤　達夫
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２００８９号
埼玉県越谷市宮前１丁目５番８―105、住民票上の住所東京都墨田区東向島２丁目37番５号　向島グリーンハイツ４Ｂ
破産者　廣田　雄治
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（フ）第２００９０号
埼玉県越谷市宮前１丁目５番８―105、住民票上の住所東京都墨田区東向島２丁目37番５号　向島グリーンハイツ４Ｂ
破産者　廣田　京子
1　決定年月日　平成21年７月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部